

宝塚市

一般廃棄物処理基本計画

～概要版～

令和7年（2025年）～令和16年（2034年）



～ごみと資源
分けて広がる
エコ社会～



令和7年（2025年）7月

宝塚市

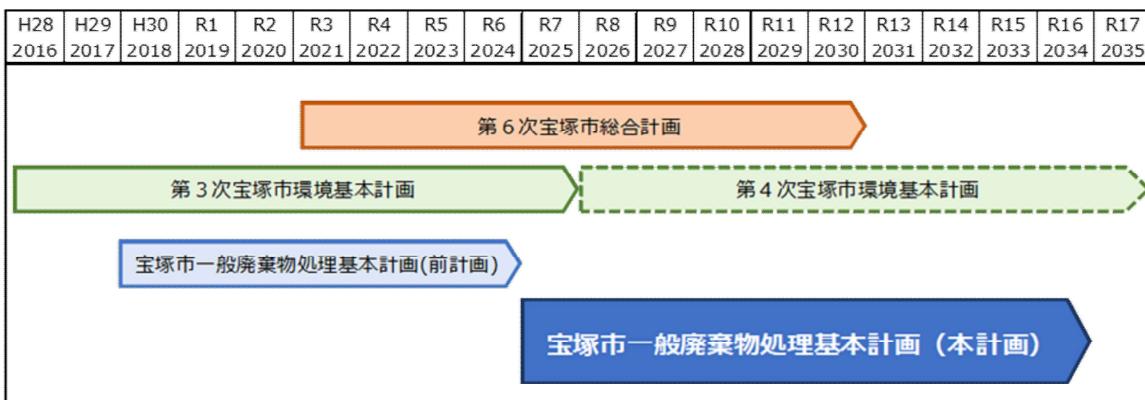


計画改定の目的

本計画は「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指しています。令和5（2023）年度の国の廃棄物処理基本方針の改定や循環型社会形成推進基本計画等の策定を背景に、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、新たにごみの排出量の目標値を定めごみの資源化を推進するなど、計画内容の見直しを図るもので

計画の対象期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度、令和11（2029）年度を中間年度、令和16（2034）年度を目標年度とします。社会情勢の変化や国・県の方針を見極めつつ、概ね5年ごとに見直すこととします。

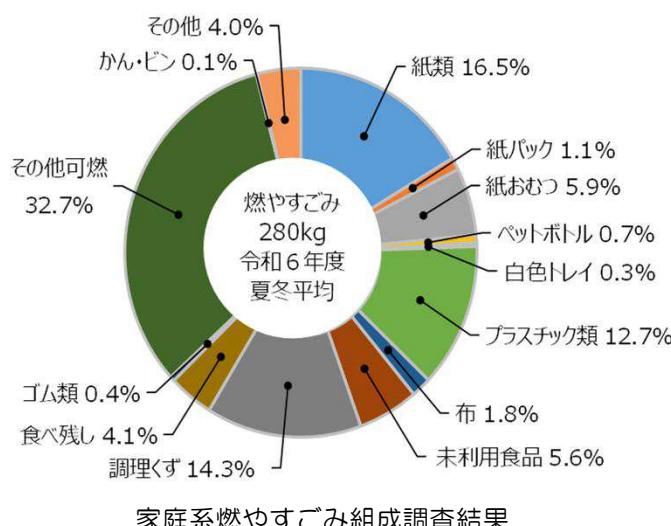


計画策定にあたって課題の整理

これまでの取り組みやごみの組成分析の現状から、取り組みべき課題を整理し、ごみの減量・再資源化に取り組みます。

- 分別排出（家庭系・事業系）の徹底
- 家庭系における効果的な啓発の推進
- 家庭系における食品ロスの削減
- 事業系における減量化の推進と事業者への指導強化
- さらなる資源化

燃やすごみとして収集されたごみの中には紙類などが含まれます。

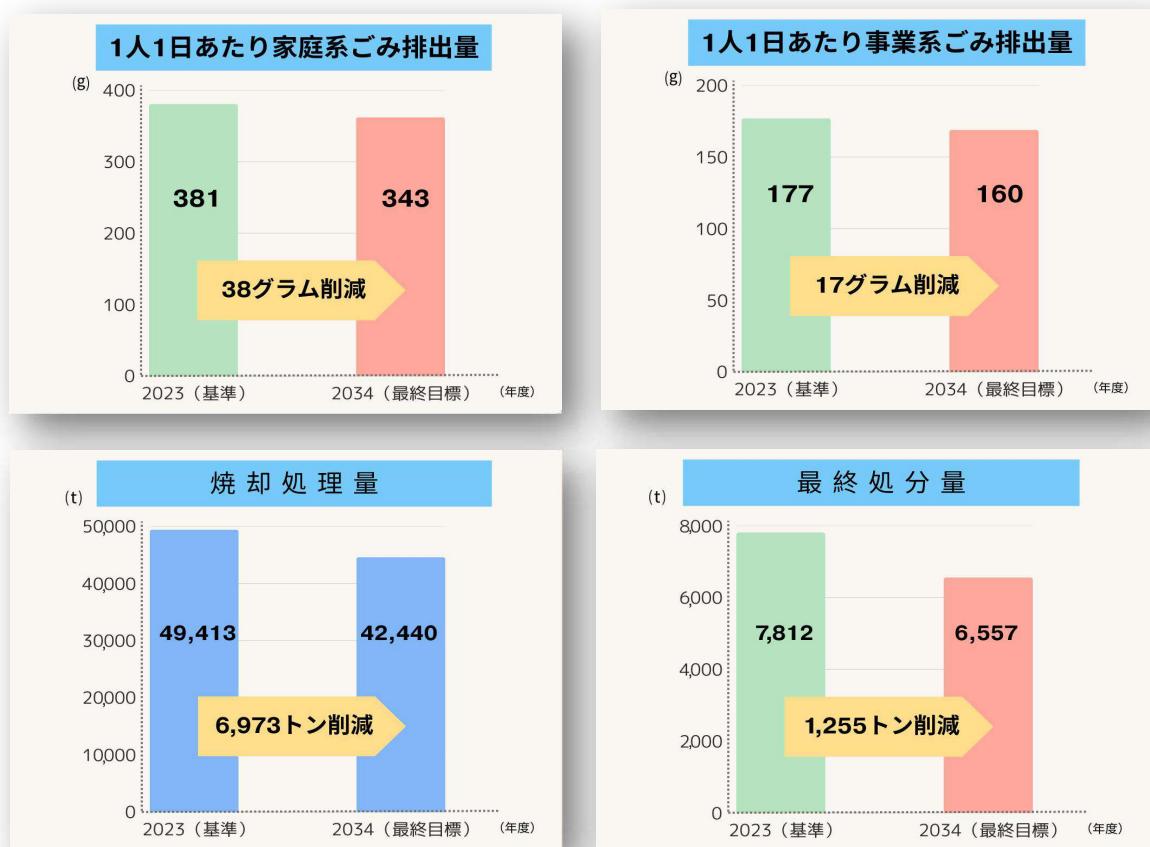


- 安定した中間処理施設等の運用（新ごみ処理施設）

整備期間 令和4（2022）年10月～令和14（2032）年9月（10年）

運営期間 令和6（2024）年4月～令和29（2047）年9月（23年6ヶ月）

ごみ処理の目標値



本市がめざす「環境への負荷が少ない循環型社会」を実現していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

目標値の根拠

① 家庭系燃やすごみの削減

家庭系燃やすごみの組成分析（1ページ “家庭系燃やすごみの組成調査結果” 参照）を踏まえ、下表に示すとおり、家庭系燃やすごみのうち、紙類、プラスチック類、食品ロスの混入割合をそれぞれ25%削減することを取り組み目標とすることにより、家庭系燃やすごみの排出量の10%削減を目指します。

家庭系燃えるごみの削減目標

品目	燃やすごみ 混入割合	削減目標 (取り組み指標)	削減幅	燃やすごみ 改善後混入割合
①紙類	16.5%	25%の削減	4.1%	12.4%
②プラスチック類	12.7%		3.2%	9.5%
③食品ロス	9.7%		2.4%	7.3%
合計	38.9%	—	9.7% (10%削減相当)	29.2%

② 事業系燃やすごみの削減

現状として、家庭系と違い実態の把握が難しく、また、これまで経済的要因や諸々の影響を受けやすいという観点から今回、県が令和12（2030）年度を最終目標としている1人1日あたりの事業系ごみ排出量12%減相当に近い、10%削減を目標としました。

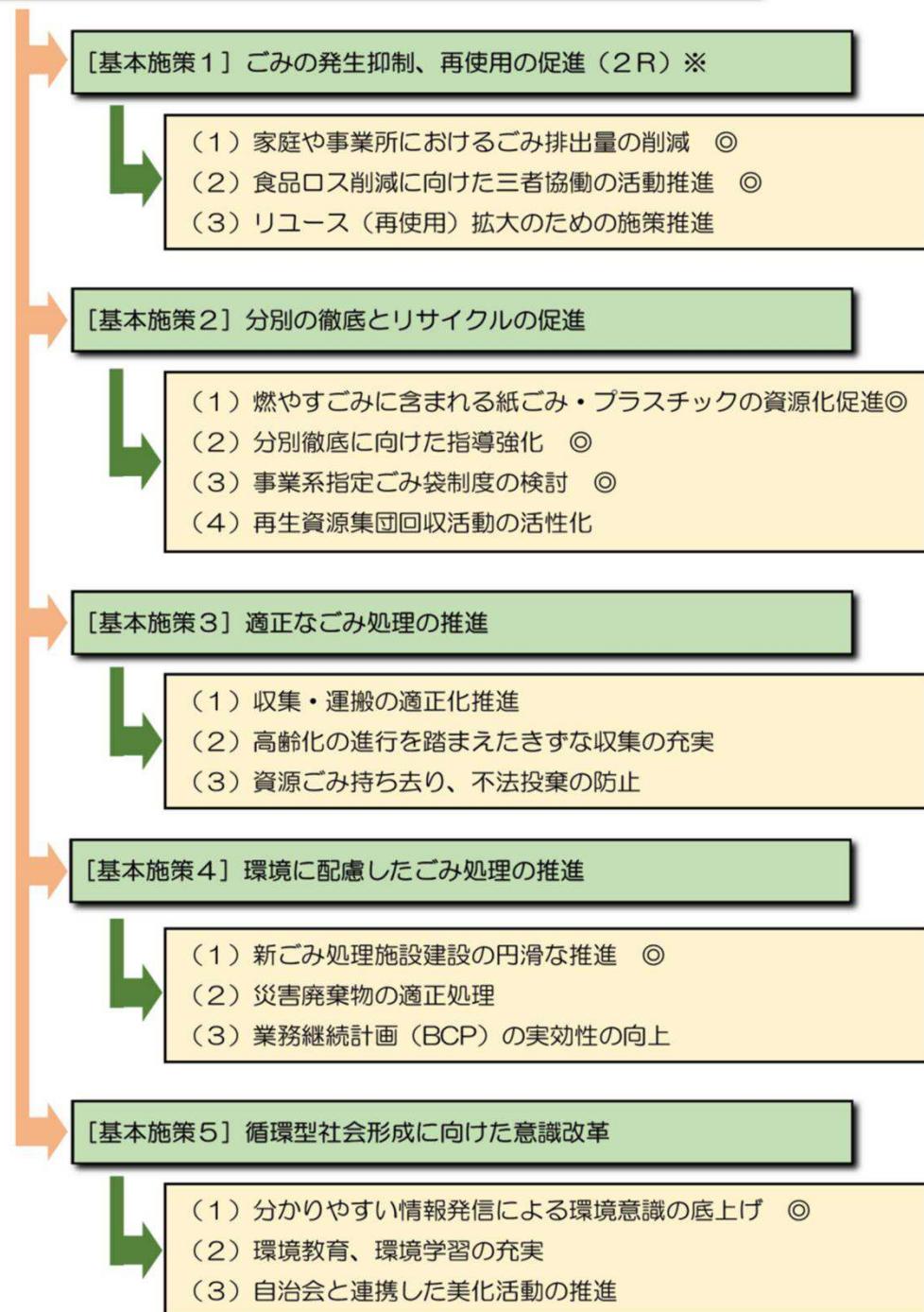
基本理念の実現に向けた施策

＜基本理念＞

環境への負荷が少ない循環型社会の構築
～ごみと資源 分けて広がるエコ社会～

3-1 施策体系

[基本方針] 循環型社会形成に向けた取り組みを進めます



◎は重点施策

※本市では、前記の基本的な方向性として「3Rの推進」を掲げて取り組みを推進してきました。その結果、廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース・リユース）を推進することが重要です。

重点施策

(1) 家庭や事業所におけるごみ排出量の削減

循環型社会形成に向けて、ごみを出さないライフサイクル、ごみを作らないビジネスサイクルを周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体でごみ排出量の削減を進めます。

(2) 食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進

国連が平成27（2015）年に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）では令和12（2030）年までに食料の廃棄を半減させるとしています。これを受け国や兵庫県では令和12（2030）年に食品ロスを半減させる目標を設定しています。本市においても、食品ロス半減に向けた市民・事業者・行政の三者協働の活動を重点施策として推進します。

(3) 燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進

燃やすごみには多くの紙やプラスチックが含まれており、その資源化により循環型社会の基盤を整備するとともに、ごみ焼却量の削減に伴う温室効果ガスの削減にも貢献します。

(4) 分別徹底に向けた指導強化

家庭系ごみの組成調査結果から燃やすごみには紙類、プラスチック類が多数含まれており、分別排出が十分に徹底されているとはいえない状況です。また、事業者に対しては、これまでリーフレットを配布するなどの指導・啓発を実施していますが、十分な効果が見られないことから、改めて分別排出を徹底するよう指導を強化します。

(5) 事業系指定ごみ袋制度の検討

前計画において、事業系の燃やすごみは目標値の達成が厳しい状況です。今後、事業者に対してごみ排出に係る費用を意識することや排出するごみの量を減らすための手法として、事業系ごみ有料指定袋の導入を検討します。

(6) 新ごみ処理施設建設の円滑な推進

現在建設中の新ごみ焼却施設では、高効率発電により可能な限り電力に変換し、サーマルリサイクルを行います。

(7) 分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ

循環型社会の形成に向けては、市民・事業者・行政が三位一体となって活動することが必要であり、市が進める施策に対する理解を深めるための取り組みが重要です。そのために、市は積極的に情報発信を行い、環境教育・普及啓発を推進します。